

新型コロナウイルスに関する注意喚起  
(その12：50人を超えるイベント等の禁止等)

令和2年3月27日  
在スウェーデン日本国大使館

【ポイント】

- 3月27日、スウェーデン政府は、公衆衛生庁の勧告に従い、3月29日から50名を超えるイベント等を禁止することを決定しました。
- 3月27日、ロヴェーン首相は、イースター休暇に不要不急な旅行を行わないよう勧告しました。

【本文】

1 3月27日、スウェーデン政府は、公衆衛生庁の勧告に従い、3月29日から50名を超えるイベント等を禁止することを決定しました。これは、500名を超えるイベント等を禁止した3月12日からの措置をさらに厳格にするものです。スウェーデン政府によれば、同禁止に対する違反は刑事罰の対象となるとされています。

<https://www.government.se/articles/2020/03/ordinance-on-a-prohibition-against-holding-public-gatherings-and-events/> (英語)

2 スウェーデン公衆衛生庁は、イースター休暇期間を含め不要・不急の国内旅行を控えるよう呼びかけていますが、3月27日、ロヴェーン首相は、改めてイースター休暇に不要・不急な旅行を行わないよう勧告しました。また、3月25日からレストラン、カフェ及びバーに対して、食事の提供等はテーブル着座の形式で行うよう求めるなど、感染拡大を防止するための措置を取っています。これらの最新情報にも御留意ください。

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-press/nyhetsarkiv/2020/mars/nya-regler-for-restauranger-och-krogar/> (スウェーデン語)

3 スウェーデン公衆衛生庁は、鼻水、咳又は熱等の症状があり体調が悪いと感じる人はその症状が治った後の2日間を含む期間、自宅に留まり他の人と接触しないよう呼びかけています。症状が悪化したり、治癒しない場合には1177番(スウェーデン医療相談窓口)へ電話し指示を受けてください。

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努め

てください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○感染症情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

○在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp/